


疑問相談**法人税・源泉所得税****D&O保険（会社役員賠償責任保険）に係る税務上の取扱い**

Q 株式会社P社（取締役会設置会社）は、令和元年改正会社法施行前に、同社の全役員を被保険者とするD&O保険（会社役員賠償責任保険）に係る契約を保険会社S社との間で締結し、同法施行後に当該保険契約を更新することとしましたが、P社はこの更新による契約内容が従前と同じものであったため、D&O保険契約の更新に当たり、会社法上必要とされる取締役会決議を省略して行いませんでした。

この場合、P社がその更新後の契約に基づいてS社に支払う保険料について、税務上の取扱いをご教示願います。

A P社は、改正会社法施行前にS社と締結したD&O保険契約について、同法施行後の更新に際し、その更新する保険契約に係る内容の決定につき、会社法上の規定に則して取締役会の決議を行わなければならないところ、当該契約更新に係る取締役会決議を省略して行いませんでした。

したがって、P社が同法施行後に更新したD&O保険契約については、会社法の規定に則した手続きを経たものではないことから、P社が契約更新後に負担した保険料は、役員に対する給与として取り扱われ、役員個人に対する給与課税が生ずることとなります。

する規定を設けることにより、当該保険契約の内容や手続の適正性を担保するための要件が明確化されました。

D&O保険契約とは、株式会社が役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人）を被保険者として、保険会社との間で締結する保険契約のうち、役員等が株主代表訴訟等により生ずる可能性のある損害について、当該保険会社が填補することを約するものをいいます（改正会社法430の3①）。

2 D&O保険契約に係る手続

D&O保険契約に係る内容の決定については、会社と役員等の間に利益相反の側面があることから、あらかじめ会社機関である「株主総会」又は取締役会設置会社の場合には「取締役会」における決議が必要であり（改正会社法430の3①）、これらの手続を踏んでいる場合に限り、役員等を被保険者とするD&O保険契約の締結について、

【解 説】

1 D&O保険契約の概要

令和元年改正会社法（会社法の一部を改正する法律 令和元年12月11日）において、D&O保険（会社役員賠償責任保険）に関

利益相反取引規制を適用しないこととされました(改正会社法430の3②)。したがって、D&O保険の契約内容を見直す場合には、株主総会又は取締役会での決議を行うことが必須となります。

なお、D&O保険の決議すべき内容には、保険会社、被保険者、保険料、保険期間、保険金の支払事由および支払限度額、保険金により填補される損害の範囲、保険会社の主な免責事由ならびに主な特約条項などが含まれると考えられます。

3 経過措置等

(a) 既存契約の取扱い

改正会社法施行前に締結された既存のD&O保険契約について、同法施行後に当該契約を更新するまで、その契約内容を変更する必要がないときには、経過措置により、改めて株主総会や取締役会の決議を行う必要はないとされています(改正会社法附則7)。ただし、同法施行後に当該契約を更新する場合には、この経過措置の適用はありません。

(b) 契約更新に係る取扱い

改正会社法施行前に締結された既存のD&O保険契約について、同法施行後に更新する場合、その更新された契約は新たな契約の締結であると解されています。したがって、D&O保険契約が同法施行後に更新される場合、その更新後の契約は同法施行前に締結されたものとは異なることから、その契約の更新に際して、改正会社法の規定が適用され、更新される保険契約について株主総会や取締役会の決議をしなければなりません(改正会社法430の3①)。

4 税務上の取扱い

改正会社法430条の3第1項において、D&O保険契約を締結するための手続等が定められたことから、同法施行後におけるD&O保険に係る税務上の取扱いについては、会社が、同法の規定に則した手続を経て保険会社と契約した保険契約につき、その保険料を負担した場合には、当該保険料は会社法上適法な負担と考えられることから、役員個人に対する経済的利益の供与はなく、役員個人に対する給与課税が行われることはないものとして取り扱われます(国税庁『令和元年改正会社法施行後における会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて(情報)』令和2年9月30日)。

なお、会社が、同法の規定に則した手続を経ていない場合、契約更新後に負担した保険料は役員に対する給与として取り扱われ、その給与が、定期同額給与、業績連動給与及び事前確定届出給与のいずれにも該当しないときには、当該給与の額は損金の額に算入することができません(法法34①)。

【改正会社法430条の3第1項】(要旨)

株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除きます。)の内容の決定をするには、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければなりません。

なお、法務省令で定めるものとしては、生産物賠償責任保険（P L 保険）、企業総合賠償責任保険（C G L 保険）、自動車賠償責任保険、海外旅行保険に係る保険契約などが該当します。

5 事例の検討

(1) D & O 保険契約の更新

D & O 保険契約が改正会社法の施行後に更新された場合、その更新後の契約は施行前に締結されたものとはいえず、新たな契約の締結であると解されていることから、その契約の更新に際して、改正会社法の規定が適用されます。したがって、取締役会設置会社については、更新される保険契約に係る内容の決定につき、取締役会の決議を行わなければなりません。

この点、P 社は、改正会社法施行前に S 社と締結した D & O 保険契約について、同法施行後に更新することとなり、また、同社は取締役会設置会社であることから、その更新される保険契約に係る内容の決定につき、取締役会の決議を行わなければなりません。

(2) 税務上の取扱い

改正会社法施行後における D & O 保険契約に係る税務上の取扱いについては、会社が同法の規定に則した手続を経て保険会社と契約した保険契約につき、その保険料を負担した場合に限り、当該保険料は役員給与とみなされず、役員個人に

対する給与課税は行われなことをされています。

この点、P 社は、改正会社法施行前に S 社と締結した D & O 保険契約について、上記(1)のとおり、その更新される保険契約に係る内容の決定につき、会社法上必要とされる取締役会の決議を行わなければならないところ、同法施行後において、取締役会決議を省略して更新しました。

したがって、P 社が同法施行後に更新した D & O 保険契約は、会社法の規定に則した手続を経たものでないことから、当該契約により負担した保険料は、役員に対する経済的利益の供与に該当するものとして、役員に対する給与として取り扱われ、役員個人に対して給与課税が発生します。

(3) 結論

P 社は、改正会社法施行前に S 社と締結した D & O 保険契約について、同法施行後の更新に際し、その更新する保険契約に係る内容の決定につき、会社法上の規定に則して取締役会の決議を行わなければならないところ、当該契約更新に係る取締役会決議を省略し行いませんでした。

したがって、P 社が同法施行後に更新した D & O 保険契約については、会社法の規定に則した手続を経たものではないことから、P 社が契約更新後に負担した保険料は、役員に対する給与として取り扱われ、役員個人に対する給与課税が生ずることとなります。

※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。
また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹